

## 7. 計画の推進に向けた方策

### 7-1 計画の推進体制

本市の望ましい環境像の実現を目指し、本計画で示した取組みについて効果的・総合的に推進していくためには、市だけでなく、市民等、事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、お互いに協力して進めていきます。

また、広域化する環境問題に対応するため、国や府、周辺市町との連携による取組みについても進めていきます。

なお、新型コロナウイルス\*に関する収束の見通しはたっており、ウィズコロナ・アフターコロナでの環境に関する取組みの方向性はまだ定まっていないことから、適時、環境審議会でご意見をうかがいながら、必要な取組みについて検討を進めていきます。

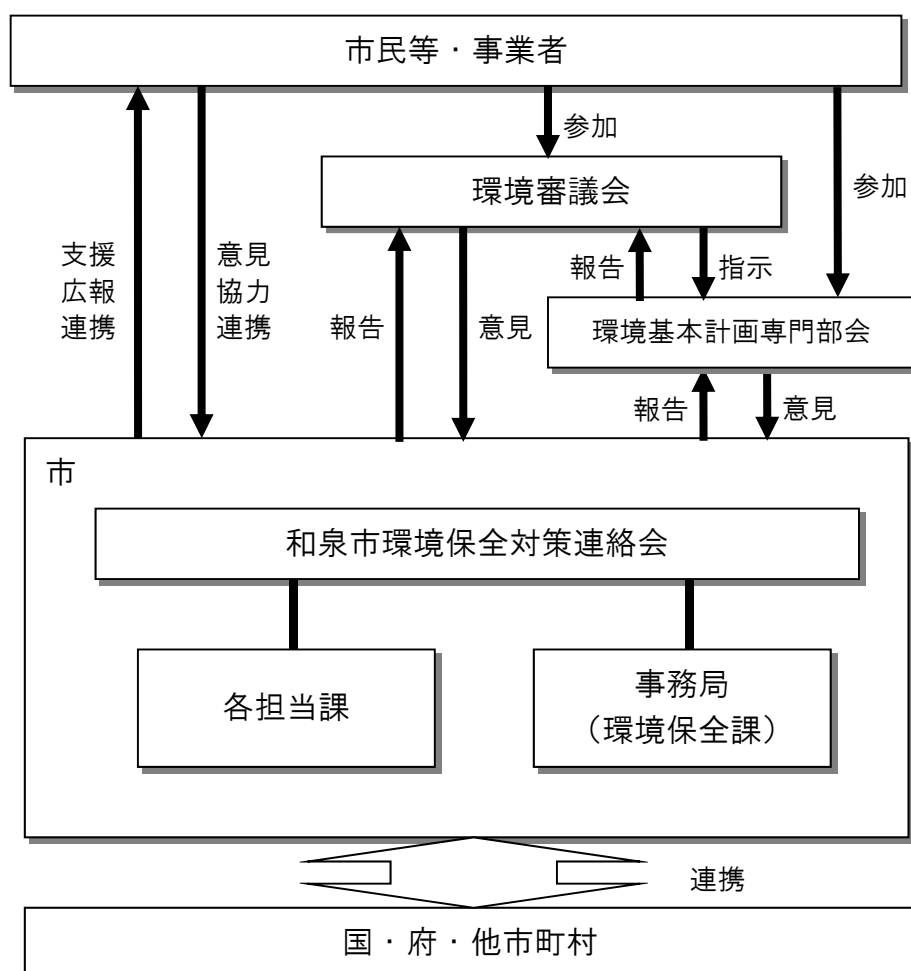


図-36 計画の推進体制

※環境基本計画専門部会については、計画改定時など必要に応じて設置します。

### 【市の体制】

- ・ 本計画の変更、環境に関する施策又は方針の立案など環境の保全と創造に関わる施策については、「和泉市環境保全対策連絡会」（以下、「連絡会」という。）によって庁内の横断的な連携による総合調整を行います。
- ・ 環境の状況ならびに施策の実施状況について、毎年報告書を作成し、公表しなければなりません。そのため連絡会は、少なくとも1年に1回は本計画の進捗状況の連絡と計画内容の見直し検討などのために開催して、全庁的な進行管理を行います。
- ・ 事務局は、広く市民等・事業者に対しても、本計画の進捗状況の報告ならびに意見聴取を行い、必要に応じて反映させます。
- ・ また、環境審議会に対して、本計画の進捗状況を報告し、専門的な立場からの意見、アドバイスを受けます。
- ・ 環境審議会には、市民等・事業者の代表者に参加してもらうことで、各々の立場から幅広い意見を述べてもらいます。
- ・ 環境基本計画を見直す際は、学識経験者や住民代表などで構成する「環境基本計画専門部会」（以下「専門部会」という。）を設置し、専門部会において内容を検討した上で環境審議会にて審議します。

### 【市民等・事業者の意見の反映】

- ・ 本計画の進捗状況や環境の状況などの広報を受けて、市民等・事業者・市の連携のあり方、具体的な対応策など、主にパートナーシップに関することについて建設的な意見を述べます。

## 7-2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくため、目標年次の令和12（2030）年度まで毎年、各施策や重点プロジェクトに関する取組みの進捗状況、環境の状態などを把握し、その結果を公表して広く市民等・事業者の意見を求めながら、環境施策の総合的な進行管理を行います。

進行管理にあたっては、環境マネジメントシステム\*の国際規格である ISO14001\*の考え方に基づく PDCA サイクルを基本とします。PDCA サイクルは、計画の方針・目標を立て（Plan）、目標達成に向けて取組みを実施し（Do）、その実施状況の点検・評価を行い（Check）、その結果により計画を見直す（Action）という一連の流れを繰り返し行い、継続的に改善を図りながら推進するものです。

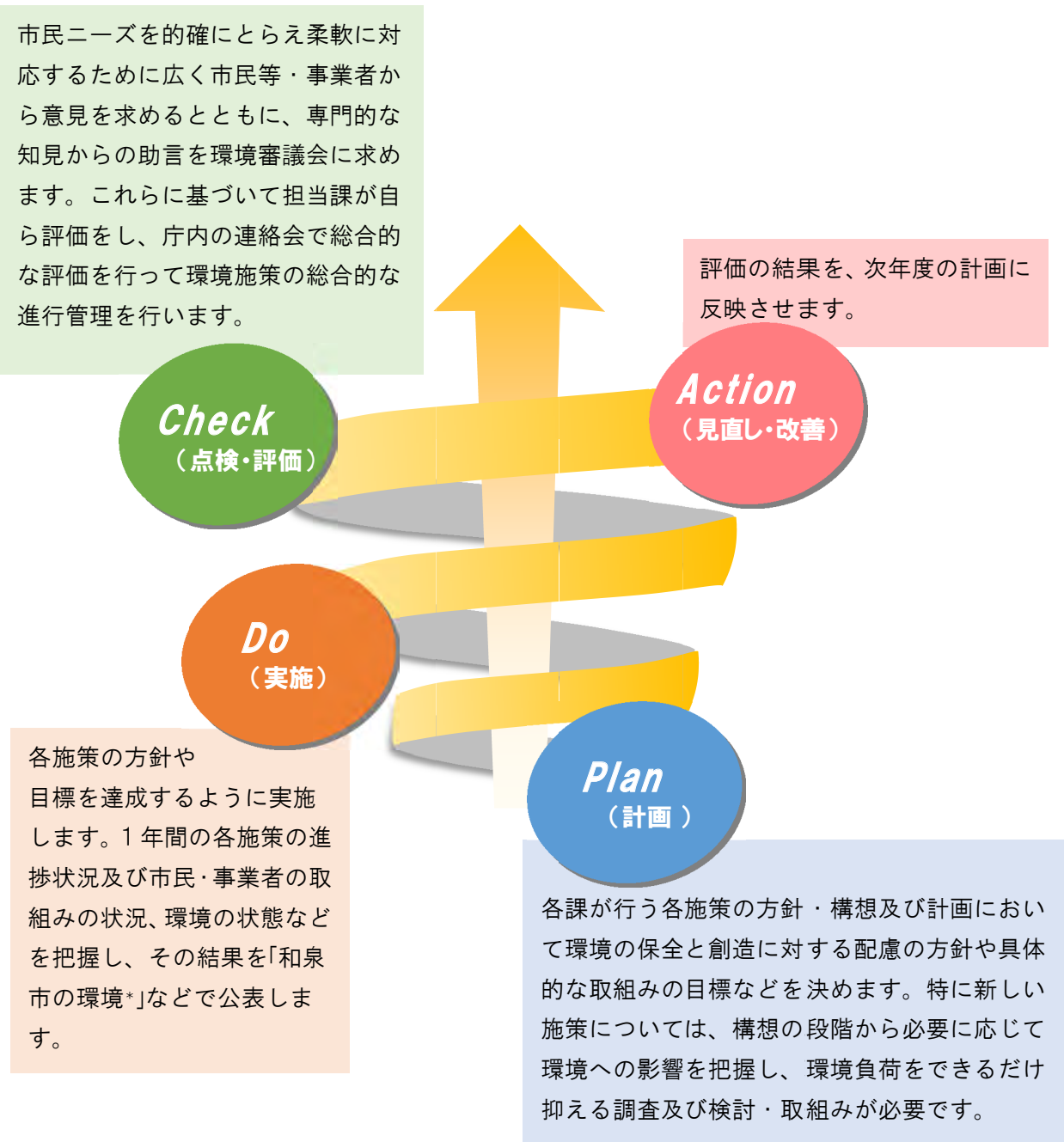


図-37 PDCA サイクルによる毎年の計画の進行管理